

基本的考え方
 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。

基本方針（重点課題）

1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
6	再犯防止のための連携体制の整備等

計画期間
 令和元年度から令和5年度末までの5年間

具体的な取組ごとの現状と課題

1 就労・住居の確保等のための取組																														
(1) 就労の確保等	(2) 住居の確保等																													
<table border="1"> <tr> <th>ア 現状</th> <th>イ 課題</th> </tr> <tr> <td>(ア) 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策</td> <td>就労支援の取組の一層の充実が求められている。</td> </tr> <tr> <td>① 矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」</td> <td rowspan="2">21.3%（令和4年。法務省提供資料による。）</td> </tr> <tr> <td>② 保護観察所が民間の就労支援事業者等に委託して実施している「更生保護就労支援事業」</td> </tr> <tr> <td>(イ) 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%（平成29年。法務省提供資料による。）に及ぶ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）</td> <td>イ 協力雇用主の業種に偏りがある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。</td> </tr> <tr> <td>① 平成30年4月1日現在で1,053社（法務省提供資料による。）が登録されている。</td> <td>エ 協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。</td> </tr> <tr> <td>② 同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は134社（法務省提供資料による。）にとどまる。</td> <td>令和3年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料による。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>189社（東京保護観察所資料による。）</td> </tr> </table>	ア 現状	イ 課題	(ア) 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策	就労支援の取組の一層の充実が求められている。	① 矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」	21.3%（令和4年。法務省提供資料による。）	② 保護観察所が民間の就労支援事業者等に委託して実施している「更生保護就労支援事業」	(イ) 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%（平成29年。法務省提供資料による。）に及ぶ。		(ウ) 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）	イ 協力雇用主の業種に偏りがある。		ウ 実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。	① 平成30年4月1日現在で1,053社（法務省提供資料による。）が登録されている。	エ 協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。	② 同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は134社（法務省提供資料による。）にとどまる。	令和3年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料による。）		189社（東京保護観察所資料による。）	<table border="1"> <tr> <th>ア 現状</th> <th>イ 課題</th> </tr> <tr> <td>(ア) 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で約3,900人（平成29年。法務省「矯正統計年報」））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れている（東京保護観察所調べ）。</td> <td>(ア) 更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。</td> <td>(イ) 各施設の特色に応じた更なる活用が求められる。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。</td> <td>(ウ) 更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。</td> </tr> </table>	ア 現状	イ 課題	(ア) 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で約3,900人（平成29年。法務省「矯正統計年報」））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。		(イ) 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れている（東京保護観察所調べ）。	(ア) 更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。	(ウ) 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。	(イ) 各施設の特色に応じた更なる活用が求められる。	(エ) 身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。	(ウ) 更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。
ア 現状	イ 課題																													
(ア) 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策	就労支援の取組の一層の充実が求められている。																													
① 矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」	21.3%（令和4年。法務省提供資料による。）																													
② 保護観察所が民間の就労支援事業者等に委託して実施している「更生保護就労支援事業」																														
(イ) 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお20%（平成29年。法務省提供資料による。）に及ぶ。																														
(ウ) 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）	イ 協力雇用主の業種に偏りがある。																													
	ウ 実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。																													
① 平成30年4月1日現在で1,053社（法務省提供資料による。）が登録されている。	エ 協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。																													
② 同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は134社（法務省提供資料による。）にとどまる。	令和3年10月1日現在で1,272社（東京保護観察所資料による。）																													
	189社（東京保護観察所資料による。）																													
ア 現状	イ 課題																													
(ア) 刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で約3,900人（平成29年。法務省「矯正統計年報」））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。																														
(イ) 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、年間約1,400人の出所者等を新たに受け入れている（東京保護観察所調べ）。	(ア) 更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。																													
(ウ) 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。	(イ) 各施設の特色に応じた更なる活用が求められる。																													
(エ) 身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。	(ウ) 更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。																													

具体的な取組ごとの現状と課題			
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組			
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等		(2) 薬物依存を有する者への支援等	
ア 現状	イ 課題	ア 現状	イ 課題
(ア) 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。(法務省「平成30年版犯罪白書」)	/	(ア) 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は毎年1万人を超えている。また、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、平成29年は66.2%となっている(法務省「平成30年版犯罪白書」)。	/
(イ) 刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっています。(法務省「平成30年版犯罪白書」)		(ア) 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。	
(ウ) 70歳以上の刑法犯検挙人員の7割以上は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に70歳以上の女性高齢者については、8割以上が万引きにより検挙されています(法務省「平成30年版犯罪白書」)。		(ウ) 刑の一部執行猶予制度の導入(平成28年6月施行)により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。	
(エ) 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整(出口支援)が実施している。		(エ) 仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答をしています(平成28年度法務省調べ)。	
(オ) 高齢者や障害のある者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等については、検察庁及び保護観察所において刑事司法の入口段階での福祉サービス等の調整を行う取組(入口支援)を実施している。		(オ) 薬物依存からの回復には長い期間を要する。	
	(ア) 支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。	(イ) 薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。	
	(イ) 今後その効果的な実施が望まれる。	(イ) 薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。	

具体的な取組ごとの現状と課題	
1	就労・住居の確保等のための取組
	(1) 就労の確保等
	① 就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）
	ア 非行少年に対する就労支援
	（ア） 東京都若者総合相談センターにおける取組
	（イ） 警視庁少年センターを中心とした取組
	② 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援
	ア 東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組
	イ TOKYOチャレンジネットにおける取組
	ウ 東京都若者総合相談センターにおける取組
	③ 多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等
	④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等
	ア 協力雇用主の公共調達受注機会の増大
	イ 保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用
	⑤ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
	ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応
	イ 区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進
	ウ 障害者就業・生活支援センターによる取組
	エ 生活困窮者自立支援制度による支援
	⑥ 就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保
	⑦ 全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討
	(2) 住居の確保等
	① 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進
	② 自立準備ホームの確保に向けた協力
	③ 都営住宅への優先入居制度の活用
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
	(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
	① 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）
	② 加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）
	③ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）
	④ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携
	(2) 薬物依存を有する者への支援等
	① 薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築
	ア 連絡会議等への参加等による連携確保
	イ 「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携
	② 薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供
	ア 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
	イ 薬物依存症等に関する専門医療等の提供等
	ウ 薬物依存症回復プログラム等への参加支援等
	エ 地域支援につながる動機付けを高める機会の提供
	オ 保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等
	③ 薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）
	④ 薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等
	ア 家族等からの相談対応等
	イ 相談機関等に関する情報の周知等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
	① 少年の非行の未然防止等
	ア 学校における非行防止のための教育
	イ 薬物乱用未然防止のための教育
	ウ 薬物乱用防止に向けた人材育成の推進
	エ 学校生活継続のための本人・家族等への支援
	オ 中途退学者への就労等の支援
	カ 地域における非行防止等のための支援
	キ 警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援

	②	非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）
	③	学校や地域社会において再び学ぶための支援
	ア	高校中退者等に対する地域社会における支援
	イ	矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討
4		犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
	①	特性に応じた指導等の充実
	ア	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止
	イ	ストーカー加害者に対する指導等
		（ア） 被害者への接触防止のための指導等
		（イ） ストーカー加害者に対するカウンセリング等
	ウ	暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）
	エ	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
		（ア） 関係機関と連携したきめ細かな支援等
		（イ） 少年鑑別所における観護処遇への協力
		（ウ） 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
		（エ） 保護者との関係を踏まえた指導等の充実
		（オ） 少年院在院者の再犯防止に向けた取組
	オ	女性の抱える問題に応じた相談対応等
	カ	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）
	キ	関係機関や地域の社会資源の一層の活用
5		民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
	①	民間ボランティアの活動に関する広報の充実
	②	民間ボランティアの活動に対する支援の充実
	ア	少年警察ボランティアの活動に対する支援
	イ	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実
	③	更生保護事業に対する支援
	④	民間協力者との連携の強化
6		再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
	①	再犯防止のための協議会等の設置
	②	区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保